



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 7 年 1 2 月 定例会（第 5 回） 12月19日－05号

P. 304 1 7 番（大原裕貴君）

◆ 1 7 番（大原裕貴君）＝登壇＝第 7 2 号・7 4 号・7 5 号議案について、賛成の立場で討論いたします。

まず初めに、第 7 2 号議案、公共施設の利用料の改定につきましては、昨今の物価高騰を受け、行政コストも大きく増大をしていることから、相応に受益者負担を求めなければならない事情は理解しており、持続可能性の観点から、やむを得ない措置であると受け止めております。

ただ、利用料の見直しを行うのであれば、単に引上げを行うだけでなく、施設ごとのセグメント分析が可能な財務諸表を整備し、引上げの妥当性、引上げの成果を可視化すること、また新たな歳入取得と歳出削減への不断の努力を重ね、利用者負担の抑制に努めることが求められます。

利用料の適正化と持続可能な公共サービスの提供の両立を図る観点から、先ほど述べたような取組を進めていただくことを要望し、賛成討論とします。

次に、第 7 4 号議案、第 7 5 号議案ですが、立場に関係なく子育てをする人たちを支援しようと、社会全体で支援していこうという、こども誰でも通園制度の考え方、方向性については、理解するものであり、賛成の立場です。

一方で、現場においては、制度実施への不安や懸念事項が十分に解消されているとは言い難い状況にあります。日々、プロとして保育に携わっていただいている彼らのそうした不安や懸念というのは、極めて現実的に起こり得るリスクであると言えます。

そうした中で、制度を早急に進めることについては、慎重な判断が求められると考えています。現場の実情を踏まえて、現場から指摘をされている諸課題について、棚上げにするのではなく、丁寧かつ確実に対応していくことを強く要望した上で、賛成討論といたします。